

平成 26 年度第 1 回富山県防災会議

日時 平成 26 年 5 月 20 日（火） 14:00～15:00

場所 ANA クラウンプラザホテル富山 3 階「鳳の間」

1. 開会

（事務局）

皆さま、大変お待たせいたしました。ただ今より、平成 26 年度第 1 回富山県防災会議を開会いたします。初めに、防災会議会長であります石井隆一富山県知事より、開会のご挨拶を申し上げます。

2. 会長挨拶

（会長：石井知事）

皆さん、こんにちは。本日は、平成 26 年度第 1 回目の富山県防災会議を開催しましたところ、委員の皆さまは大変お忙しい中、こうしてご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本県における地域防災計画の見直しについてですが、ご承知のとおり、3 年前の東日本大震災の教訓を踏まえながら、国の対応も踏まえながら、国の対応が少し遅れ気味だったこともありますので何回かに分かれておりますが、まず、地域防災計画（地震・津波災害編）については、2 年前の平成 24 年 5 月に改定しております。

また、地域防災計画（原子力災害編）は、今申し上げたような諸事情で遅れ気味になっておりますが、その後、国の方針が固まったものを踏まえて、まず昨年 2 月の国の改定指針を踏まえて、昨年 4 月にいったん改定しております。

その後、今後の検討課題など国の方でされていない事項についても、国の原子力災害対策指針や、防災基本計画等が順次改定されましたので、そうしたものも踏まえて、富山県としては、昨年 10 月と今年 2 月にそれぞれ原子力災害対策部会を開催し、緊急時モニタリングの実施、あるいは安定ヨウ素剤の配布・服用方法、被ばく医療機関の指定など、地域防災計画のさらなる改定についてご審議いただいております。

また、原子力対策部会では、SPEEDI による放射性物質の拡散シミュレーションや、避難時間の推計シミュレーションといったことも実施し、これらも踏まえて、富山県の避難計画要綱（案）についても取りまとめていただきたいということです。

本日は、こうした計画を踏まえ、一部、パブリックコメントなどを実施したものもごございますが、そうした結果も踏まえて、地域防災計画（原子力災害編）の改定案、それから富山県避難計画要綱（案）等について、ご審議いただくということです。この間に、地域防災計画の改定と併せて、国の交付金等の財源

措置も活用し、原子力防災資機材の整備等も進めてもらいました。

何度も会議を開いているような感じになって恐縮ですが、原子力防災対策の重要性に鑑みて、委員の皆さまからは引き続き、それぞれのお立場で大所高所、あるいは具体的なご提言ご意見等を賜ることができればありがたいと思っております。今日はよろしく願いいたします。

(事務局)

本日ご出席いただきました委員の皆さま方につきましては、時間の関係から、お手元の出席者名簿をもって、ご紹介は省略させていただきます。それでは、ただ今から会議を始めさせていただきます。会長、よろしく願いいたします。

3. 審議事項等

(会長：石井知事)

それでは、これから議事に入らせていただきます。まず、先ほどもお話ししましたように、本日は、昨年10月と今年2月に開催した原子力災害対策部会におけるご審議を踏まえ、まず、富山県地域防災計画の改定案、および富山県避難計画要綱(案)の取りまとめ、および国の災害対策基本法等の改正に伴う所要の改正について、お諮りをしたいと思います。

まず、昨年10月と今年2月に、原子力災害対策部会でご協議、ご審議いただいておりますので、まず、片岡部会長の方から、部会での議論・検討の状況についてご説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(片岡部会長(原子力災害対策部会))

原子力災害対策部会での検討状況をご報告させていただきます。先ほど知事の方からご説明がありましたように、昨年10月7日と本年2月25日に開催した部会におきまして、富山県地域防災計画(原子力災害編)の改定(案)、および避難計画要綱(案)を検討したところです。これは、安定ヨウ素剤の問題、あるいは緊急時モニタリングの問題などさまざまなことで、国で決められた指針を基に、各自治体で防災計画を立てるということになっています。それがようやく出てまいりましたので、それに基づいて、計画を立て、審議した次第です。

詳細については後ほど事務局からご説明いただきますが、検討の過程で、委員の皆さまからいただいた重要かつ貴重なご意見を幾つかご紹介したいと思います。

まず、重要なことです。安定ヨウ素剤ですが、これについては、非常に重要なご指摘があります。安定ヨウ素剤は、決して放射線を消す薬とかそんなことではなくて、あくまで屋内退避を補うものです。予防服用の準備をしておいて、屋内退避をしっかりと確実に行うことが主たる防護対策です。安定ヨウ素剤については、もちろん十分な準備、配布の方法を検討しましたが、これはあくま

で予防服用ということというご意見がありました。これが非常に重要なことになります。

避難計画要綱（案）については、これは県西部だけではなく、柔軟に東部も使う形になっている非常に現実的な案を作りました。なお、避難者の受入れに際しては、さまざまな事故に対応するため、バックアップの避難所を柔軟に対応できるようにすることが必要であるというご意見がありました。

また、石井知事が非常に熱意を持たれて、リーダーシップを取っていただいた SPEEDI という原子力施設の事故の場合の放射性物質の拡散予測ですが、この計算プログラムに基づいて、富山県は恐らく全国の自治体の中でも最も先進的な活動をして、SPEEDI を用いた非常に詳細な予測結果を出しています。これは、各委員の皆さまに非常に高く評価されておりました。

その結果から非常に重要なことは、富山県では氷見市などが UPZ と呼ばれる地域に入っておりますが、SPEEDI 等の結果から見て、分秒を争って避難するような必要はありません。避難が必要となるケースは、十分な時間的な余裕があるので、今回お示しした避難計画要綱に基づいて、十分時間的な余裕を持って落ち着いて避難することが非常に重要であるというご指摘をいただきました。

また、被ばく医療も非常に重要なことです。医療スタッフや事務職員、研修、防災の資機材を整備して、後ほど説明にもありますが、多くの医療機関に担当していただきますが、その医療機関の間のネットワークを構築することが非常に重要だというご指摘がありました。また、患者の受入れにあたっては、病院全体の共通理解が必要であるということで、病院全体、あるいは地域全体にまたがって、富山県の皆さんが互いに思いやりを持って受け入れていくことが重要だというご指摘がありました。

それから、最後になりますが、非常に重要なことは、各市町村において、原子力防災に関する知識が必要ですので、各市町村の方が専門的な知識に触れる機会や研修等について、県の方としても十分に支援いただきたいというご要望がありました。

本日、ご提示させていただいた改定案につきましては、こうした部会での意見を踏まえ、取りまとめたものです。詳しくは、この後、事務局の方からご説明いただきたいと思いますと思います。私からの報告は以上です。

（会長：石井知事）

片岡部会長、ありがとうございます。それでは、今回の地域防災計画の改定案につきまして、事務局から一括して説明をいたします。

（事務局）

それでは、ご説明させていただきます。資料1「富山県地域防災計画（原子力災害編）等の改定（案）の概要」をご覧ください。

まず1番目、基本的な考え方ですが、知事の挨拶にもありましたが、福島第一原発事故を教訓として、平成25年4月に地域防災計画（原子力災害編）を改

定しております。その後、部会長のお話にもありましたが、国の方で指針等を改定するということもあり、2行目の右側、県では原子力災害対策部会を2回、平成25年10月と平成26年2月に開催し、見直しの議論を進めてまいりました。今回はその審議結果を踏まえて改定するものです。

主な改定内容は2番目です。「(1) 原子力災害対策指針改定に伴う変更」ということで、1番目は左側、緊急時モニタリングです。基本方針に記載がありますが、国の統括の下、本県を含む関係機関で構成する緊急時モニタリングセンターにおいて、緊急時モニタリングを実施することとします。具体的には、下に事前対策として、緊急時モニタリング計画の作成や、要員の確保・資機材等の整備等を勧めるということにしております

その下の応急対策ですが、①初期対応として、緊急時モニタリングの準備を開始することを盛り込みます。②緊急時モニタリングセンターの設置を盛り込みます。③緊急時モニタリングの実施については、右側に図がございます。上から、事故の状況、気象情報等、富山県の緊急時モニタリング計画、石川県の緊急時モニタリング計画を全て勘案し、国の方で緊急時モニタリング実施計画を策定の上、実施することとしております。④モニタリング結果の共有・連絡として、関係者間で共有するとともに、県内市町村に連絡を行うということとしております。

続きまして、右側の安定ヨウ素剤の配布・服用です。具体化を図りましたので、二つ下の箱の「事前対策（準備）」のところをご説明します。安定ヨウ素剤については、原則として、医療機関等と連携し、避難の際に配布することとし、配布に備え、説明書等を準備することとします。ただし、避難の際に安定ヨウ素剤を受け取ることが困難な地域においては、事前配布体制を検討します。備蓄および配布場所については、県・氷見市で緊急時に住民等が避難を行う際に速やかに配布できるよう、備蓄・配布場所を設定します。

その下、応急対策です。服用の決定に関しては、原則、原子力規制委員会が発電所の状況等を勘案し、緊急時における安定ヨウ素剤の配布・服用の必要性を判断し、指示を行います。ただし、複合災害による通信途絶等があった場合は、県・市が配布・服用を判断するというものです。配布の方法については、原則、医師の関与の下で、住民等への配布・服用を指示します。ただし、時間的制約等により立ち合いの困難な場合に備え、薬剤師等による代替の手続きを準備します。

その次の下のEALの再設定です。吹き出しが右側に出ておりますが、EALは発電所の状態で、緊急事態を判断する基準です。一つ目の○にございますが、原子力災害対策指針の変更などを踏まえ、今回、計画のEALを再設定するものです。主な追加事項として例示を挙げてございますが、非常用の電源の状態、使用済み燃料貯蔵プールの水位の状態、このようなものも参考に再設定を行っております。

続きまして、2ページをご覧ください。「(2) 防災基本計画の改正に伴う変更（原子力災害編）」です。

左に赤枠で今回追加させていただいております。情報収集事態ということで、より迅速な対応を図るため、志賀町で震度5弱以上の地震があった場合、情報収集を開始、初動体制を準備することとします。下の方が県の体制ということで、災害の状況確認や、市町村等の連絡を行うこととなります。

その下の「(3) 被ばく医療体制の整備」です。被ばく医療体制の構築を目的として、24の公的病院を被ばく医療機関に指定します。富山県の地図の右下の方に箱がございますが、初期被ばく医療機関として22病院、二次被ばく医療機関として2病院、今回指定を行います。

続きまして、右側です。「(4) 災害対策基本法の改正に伴う修正(各編共通)」ということで、原子力災害編を含めて、各編共通事項ですので、説明させていただきます。

まず、「①指定緊急避難場所及び指定避難所の指定」ということで、避難場所を、指定緊急避難場所と指定避難所に区分し、あらかじめ市町村が指定します。下の方の箱に書いてございますが、左側の指定緊急避難場所は、例がございましたが、公園や高台ということで、危険から逃れるための場所。また、下の指定避難所については、例に書いてございますが、公民館・学校ということで、滞在させるための施設という工夫も行っております。

続きまして、「②要配慮者・避難行動要支援者への配慮」です。これについても、下の箱に書いてございますが、要配慮者については、従来のいわゆる災害時要援護者でした。今回、その下に書いてございますが、避難行動要支援者ということで、要配慮者のうち、避難することが困難な者であって、特に支援を要する者を避難行動要支援者とし、上の○の二つ目ですが、市町村による避難行動要支援者名簿の作成を行います。

続きまして、「③避難における運送事業者への協力要請」です。一つ目の○にございますが、緊急事態応急対策の実施のため、被災者の運送を要請するものです。

その下の「④市町村への避難等の対象地域・判断時期等の助言」ということで、市町村から求めがあった場合には、国による助言以外にも、避難指示・屋内退避等の対象地域、判断時期について県が助言します。

「⑤住民からの安否情報照会に対する回答に係る規定の追加」ということで、被災者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、可能な限り回答します。

その下に「その他法改正に伴う修正」として2点ございます。①は平成25年8月から特別警報の運用が開始されたことに伴う特別警戒の発表基準等を追加するものです。②は水防法の改正により、河川管理者から関係市町村長への洪水予報等の情報伝達を盛り込むことです。

続きまして、3ページ目をご覧ください。富山県避難計画要綱(案)の概要です。左上の「1. 目的及び根拠」ですが、志賀原子力発電所での原子力災害を想定し、氷見市避難計画のガイドラインとなる基本的事項と定めるものです。

「2. 要綱の概要」ですが、対象人口は氷見市住民1万6,440人、および一時

滞在者 1,600 人を前提としております。防護措置のフローは、右側に吹き出しもごさいますが、国の EAL、OIL の基準に忠じて、屋内退避、避難等の防護措置を段階的に実施するものです。

「(3) 避難先の考え方」については、「①基本避難 1（原子力災害のみの場合）」は、氷見市の住民の方が県西部の 5 市へ避難します。「②基本避難 2（複合災害等の発生時の場合（県内にも被害））」の場合は、県西部のバックアップとして、下の図のとおり、第 1 避難先での受け入れが困難な場合は県東部へ避難していただくことになります。また、県境を越えての避難については、石川県の避難計画要綱には具体的な富山県への避難計画がまだございませんので、富山県と調整を行うのみと記載しておりますので、現時点におきましては、石川県からの具体的な提案がないということで、今回避難計画要綱に盛り込むことは見送ることとさせていただきたいと思っております。なお、今後石川県から避難について具体的な状況などが示されれば、十分調整して受け入れることを前向きに検討したいと思っております。

続きまして、「(4) 避難手段」です。自家用車をはじめ、交通手段を活用して避難します。自家用車での避難が困難な者は、一時集合場所を設定し、バス等の移動手段を確保することとしています。

「(5) 避難ルート」については、右側に図がごさいますように、基本避難の 6 ルートという避難するルートを設けており、約 2 時間で避難できるということです。

その下「(6) 住民の避難体制」ですが、中ほどの図に避難の基本的な流れが示されております。具体的には、「①一時集合場所の設定」について、「②安定ヨウ素剤の配布・服用」について、「③スクリーニング体制の整備」については円滑かつ迅速にスクリーニングを実施させることができるよう、避難の途中（UPZ の圏外）にスクリーニングポイントを設置することとしております。

最後に「(7) 要配慮者等（高齢者、障害者、乳幼児等の子ども）の避難体制」ということで、社会福祉施設等の入所者の防護措置については、屋内退避も含めて防護措置を判断することとしています。また、社会福祉施設等の要配慮者については、同様の施設へ円滑に避難できる体制を整備することとします。高齢者福祉施設等における防災マニュアルや避難計画等の作成・充実強化を促進することとします。

4 ページをご覧ください。今ほどの計画の改定と並行して、本県におきましては原子力防災の取組みを行ってきております。平成 26 年度の取組みをご紹介します。

まず、「放射線監視体制の充実」ということで、可搬型モニタリングポストの配備を 2 台から 4 台へ、大気中の放射性ヨウ素等を捕集する可搬型のサンプラ（捕集器）等の整備、環境試料採取専用のサーベイカーの配備などを行います。

中ほどの「被ばく医療体制の整備」については、被ばく医療機関 24 病院への防災資機材の配備を行ってまいります。また、被ばく医療機関ネットワークの

構築ということで、二つ目のポツにあります。被ばく医療機関の連携を強化し、被ばく医療の初期対応マニュアル等を作成してまいります。

また、左下の「原子力防災訓練の実施」ということで、石川県と合同で原子力防災訓練を実施することとしております。

右上の「原子力防災知識の普及・要員の育成」ということで、原子力防災研修を実施します。被ばく医療機関を対象とした専門研修や、基礎研修として県職員・市町村職員を対象とした研修、運送事業者や、自主防災組織、氷見市住民等を対象とした研修を行うこととしております。また、原子力防災ハンドブックの作成・配布にも努めてまいります。

右下の「要配慮者への配慮や避難手段の確保、社会福祉施設の安全確保」です。社会福祉施設の放射線防護対策強化ということで、特別養護老人ホームの遮へい性機能等の強化を図ることとしております。そして、バスやタクシー、特別養護老人ホーム等の関係団体との応援協定の締結について協議中です。最後に、社会福祉施設等における避難計画策定の促進も行うこととしております。以上です。

(会長：石井知事)

それでは、委員の皆さまからご意見をいただきたいと思っております。まず、原子力災害対策についての専門家でいらっしゃる野村専門委員から、ご意見をいただければと思っております。

(野村専門委員（原子力災害対策部会）)

今、ご紹介がありましたように、富山県におかれましては、原子力災害対策の充実・強化に精力的に取り組んでおられます。今回提案いただきました地域防災計画につきましては、先ほど紹介にあったとおり、種々のシミュレーションやいろいろな観点から検討が加わって、より実践的なものになってきているのではないかと感じております。本計画にございます屋内退避、避難、飲食物の摂取制限、あるいは安定ヨウ素剤の服用、こういった防護対策を確実に実施され、あるいは実効性あるものにするためには、実践面で支えるための幾つかの重要な要素をきちんと整備しておく。あるいは、それらがきちんと機能することを確認しておく必要があると思っております。

その一つは、緊急時モニタリングです。一つは、自治体の方々からもその重要性についてよく聞かれますが、情報連絡、提供があるかと思っております。日頃からこれらの仕組みづくり、そういったものをしっかりしておかなければいけない。防護対策は、こういったものの裏付けがあってきちんと進むものと思っております。ご紹介した二つの要素の重要性については、福島第一原発事故の教訓からも強調されており、指摘もされております。

これらの仕組み、体制について、富山県におかれましては、石川県をはじめ関係者との綿密な連携を図って、本計画にもきちんと盛り込まれておりますし、さらにモニタリング体制や、施設・設備などいろいろなことが先取りされ整備

されてきております。そういったご努力について、敬意を表したいと思っております。

非常に重要な要素だという話はしましたが、こういったものが今後確実に機能するということが大事になってきますので、そういった意味で、機能することを確認し、また、改善につなげていくという観点から、訓練が重要と思っております。前にこの場でもお話ししたとおりです。自然災害などとは異なり、原子力災害は実践では体験できないので、そういった意味で訓練はより重要になると思っております。

本計画の中でも、訓練のポイント、要点についてまた人材の育成といったことについて第2章に述べられております。これら二つの要素について確認あるいは設備の充実・強化をするという観点では、第2章にあるように訓練の目的あるいは達成レベルといったものをきちんとわきまえて、効率的な、あるいは効果が上がる訓練を工夫して、大がかりでなくてもいいと思っておりますが、そういったものをきちんとやっていただいて、確実に、着実にそういった能力を身に付けていく、あるいは改善していくということをやっていただきたいと思っております。

訓練の目的、達成レベルといったものに合わせて、訓練の方法などを工夫していただいて、今、ご提案いただいたこういう計画もさらにブラッシュアップされてよいものになっていくように願っております。以上です。

(会長：石井知事)

ありがとうございます。それでは、まず、地元の氷見市の本川市長、ご意見ございますか。

(本川市長)

このたびの避難計画要綱の策定にあたりましては、大変膨大な情報量だろうと拝察いたしておりますが、しっかりと要綱を取りまとめていただきました富山県の皆さまに、御礼を申し上げますとともに、県内各市町村におかれましても、避難計画に対しましてご理解を賜っておりますことを、心から感謝申し上げます。本市の方でも、この要綱を基にできるだけ早急に避難計画をまとめ、地域防災計画の改正に合わせて決定したいと考えております。

また、今ほど野村専門委員からお話がありましたとおり、自治体現場としますれば、早く実践の機能の確認はしたいと強く感じております。実は、本市といたしましても、阪神・淡路大震災等を経験したNPO出身の職員で、七尾市の職員を経験したファシリテーターを採用し、市民参加と協働・防災のデザイン課という課の副主幹に、総括に配備しております。この者が各自治会単位で避難訓練、そして繰り返しのファシリテーションを重ねながら、どんどん意識啓発、そして訓練の成果のかじ取り、今ほどおっしゃられました改善・訓練ということへつなげていく準備に入っております。また、新入社員ですが、原子力と魚の環境を調べておりました者が入所し、そういう課におります。常に実践を前提として準備を進めていきたいと考えております。

最後に、やはりいかに住民の皆さまに分かりやすく説明できるかが今後のポイントになるかと思っておりますので、私の方もさまざまな部会に参加させていただいて感じたことなどを反映させながら、自治体の経営に当たっていきたくと考えております。また、引き続き、ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(会長：石井知事)

ありがとうございました。他に何か、ご意見はございますか。それでは、またご意見があれば後ほど伺うことにしまして、今回の改定の中に、災害対策基本法の改正に伴う内容もございますが、室崎部会長、何かご意見ございますか。

(室崎部会長（地震対策部会）)

先ほどご説明いただいた資料の2ページの右側に「災害対策基本法の改正に伴う修正」というところがございます。最初の石井知事のご挨拶にもありましたが、3.11の東日本大震災以降、災害対策基本法そのものも何度かに分けて改正がされており、そういうものについて富山県は割合早々とそれを踏まえて改正を既にされているわけですが、このたび、あらためて国の方はそれに加えて、防災基本計画という国の基本計画を改定されました。それに伴い、一応形の上では、例えば今まで要援護者という言葉を使っていたのを、要配慮者という言葉に書き換えられたということで、それに少し従って富山県の地域防災計画を見直していくという必要がございます。それに伴う改正が少しここに示されているということです。

大きなポイントは、県と市町村の関係を、連携をしっかりとっていく。さらには、そういう市・町あるいは行政機関と地域のコミュニティ、自治会との関係をしっかりとつくり上げていく。さらには、民間の業者、事業所との関係をしっかりとつくり上げていくという大きな流れの中での改正だにご理解いただければありがたいと思います。

例えば、行政と自治会の関係で言うと、やはり地元の力で避難できない人の安全をどう確保していくか。これは、基本的には、まず身近にいるコミュニティ、地域の人たちが自力で避難できない人をしっかりとサポートしていかないといけないということですが、支援や援護に必要な人たちの情報を、行政がしっかりと責任を持って提供していく。ここで申し上げますと、避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けてしっかりと名簿を作って、これは当然個人情報に配慮しないといけません、必要なときにしっかりとそれを提供することが明確にされているわけです。ただ、これに関して言うと、従来の要援護者という高齢者、障害者、外国人という大ざっぱな仕切り、区分けですと、膨大な名簿を作る必要があります。そういうことではなく、配慮する人たちはきちんと配慮しなければいけないので、外国人でも自分で逃げられても言葉の問題をサポートしないといけないとか、そういう配慮を。まずは広く配慮すべき人や、それから必ず支援しなければならない車椅子や自動車などを提供しなければいけな

いとか、いろいろな形でサポートしないといけない人を、ここでは要配慮者という言葉と、それから避難行動要支援者という言葉に切り分けて、避難行動要支援者についてはしっかり行政と地域が連携して情報も共有して、究極的には一人一人の要支援者について誰がどういう方法でどういう形で、いざというときに一緒に避難するのかを決めていこうという趣旨でした。

ですから、根のところは少し切り分けながら、確実に支援が必要な人を明確にして、その後については行政と地域コミュニティがしっかりと手を結んでいこうというような趣旨です。

それから、下の方で言うと、運送事業者の話もございました。ここでは、避難で特に先ほどの原子力災害については、まさにバスの輸送機関や、タクシーの会社などとの連携が必要ですが、これに限らず、緊急物資の提供についても、公的な機関だけではとてもそれを担うことができないので、むしろ積極的に民間事業者のご協力を受けて、しっかり連携して、物資の提供もそうですが、避難の場合の輸送体制をしっかりとしようというところで、あらためてそこを確認し、地域防災計画で明確にするという趣旨が含まれているところです。

その他、これは県と市・町の関係ですが、市・町が基礎的には避難勧告や避難指示をして、住民の命を守る責務を負っているわけですが、必ずしも必要な情報が市・町に提供される状況ではない、あるいは市・町の災害が能力を超えて状況がよく分からないということになることがあります。そういうときに、県がしっかりサポートする、後方支援を、県だけではなく、ここで書いてございますのは、河川管理者だとかまさにそういう責任を持っている人の機関がしっかり情報を市・町に提供する、あるいはアドバイスをすることによって、市・町の災害対応をしっかりとできるようにしていこうという形で、少し情報関係についてもそういう体制化されているところです。

それから、1番目はもうご承知だと思いますが、これは3.11の反省で、いわゆる緊急避難場所、取りあえず命だけを守らないといけないときに、津波から安全な場所に逃げる、あるいは大きな火災から安全な場所に逃げるという避難場所と、それからしばらく避難生活を過ごすための避難所というものが充分区別されていなくて、非常に危険なところにある学校などを緊急避難場所に指定していたという反省から、そこをしっかりと区別する。取りあえず逃げて安全な所と、しばらく避難生活する所とをきっちり区別して、かつ、そういう取りあえず避難すべき所は土砂災害や津波というものに対して安全かをしっかり確認して、安全な所に逃げましょうということで、その二つをしっかりと区別しながら、整備を図っていこうという趣旨で決められたことです。原子力災害に関わる部分もございます。それ以外の地震や風水害に関係するところがございますが、そういうことで改正したいということでご提案いただいています。以上です。

(会長：石井知事)

ありがとうございました。今回の災害対策基本法の改正の考え方を非常に分

かりやすく説明していただきました。

続きまして、せっかくでありますので、川崎専門委員、何かご意見はございますか。

(川崎専門委員(地震対策部会))

災害対策基本法の改正、および富山県の地域防災計画の改定は、中央防災会議での室崎先生を中心にした熱心な議論に基づいており、大きな一歩前進だと思うのですが、富山には、ちょっと当てはまらない部分があるのではないかなと思っています。

もし志賀原発で事故が起こるとすると、原発単独の事故であるより、周辺の活断層の地震に伴って起こる可能性のほうが高いと思います。もし邑知潟活断層が動く直下型地震によって原発で事故が起こるとすると、震源断層が通る邑知潟を挟んで電源供給に支障が起こるかもわかりません。そうすると、富山県側の電力の供給がどうなるかわかりません。氷見を含む西部一帯は停電になるかもしれません。

東北地震のときには、地震動そのものによる被害は福島でもそんなに激しくなかったと思いますが、もし邑知潟活断層で直下型地震が起きたら、氷見では地震動そのものによる倒壊家屋が相当生じている可能性があります。真夜中だと、真っ暗闇の中で、大量の住民が倒壊家屋を避けて避難することには相当困難を伴うでしょう。防災計画の改定は一歩前進だと思うのですが、それを富山県で実効的なものにし、本当に災いを少なくしていくために、富山県独自で考えなければいけないことが多くあると考えています。

(会長：石井知事)

ありがとうございました。同じく地質等のご専門の竹内専門委員、何かございますか。

(竹内専門委員(地震災害対策部会))

今さっき室崎部会長がおっしゃいましたので、若干、具体的なことだけ補足させていただきたいと思います。これまでの地域防災計画には、自然災害に関するさまざまなことについては、かなり書き込まれていたと思うのですが、特に例えば本県においては地滑りが全国的に見ても多いとか、最近はゲリラ豪雨による被災も出ております。そういったことから、これまでの計画に基づいて各市町村で既に洪水マップや、地震ハザードマップ等々が出されていて、緊急に危険から逃れる、安全を確保するというような場所が表示されております。

しかし、例えば本県、ここは水が豊かな場所ですが、黒部川や神通川、庄川とか、本県の大河川は地下で魚津断層帯や、呉羽山断層、高清水断層とか、そういう活断層が横切っている地域です。そういった場合に、これまで例えば洪水対応で考えられていた避難場所などが、地表に地震断層が現れた場合に使用できなくなることも考えられるわけです。

ということで、災害の種別で緊急の避難場所あるいは指定避難所というものを考えていくわけですが、さまざまな要因が複合するということがあるので、これはこれまでよりもやや複雑なことを考えなければいけないということになるかと思えます。従いまして、各市町村におかれましては、そういう災害種別に対応した避難場所、避難所を適切に指定していただきたいわけですが、それをさらに住民の方に分かりやすく伝えていくことが非常に重要かと思っております。先ほども氷見市長がおっしゃったように、原子力防災訓練と同じように、自然災害に関してもさまざまなケースをケース別に、例えば図上訓練を行うとか、そういった細やかなことで計画を実際に使えるものにしていくことが大切ではないかと思えます。以上です。

(会長：石井知事)

ありがとうございました。他にご意見はございませんでしょうか。どなたからでも結構です。それでは、富山県警察の櫻澤本部長、何かございますか。

(櫻澤委員)

本日の議題になっている原子力災害発生時をはじめ、災害の際に住民の方々の安全な避難誘導の実現は、警察に求められる最も重要な任務だと認識しております。今回の地域防災計画の改定案、あるいは避難計画要綱案をきちんと踏まえながら、何よりも先ほど専門家の方々からのご指摘がありましたとおり、関係機関、自治体等々と連携しながら、避難所、避難経路あるいは避難のための搬送手段、もっと言いますと避難者への具体的な支援というものについても、あらかじめ情報交換をしながら、これに応じた具体的な対策を進めていきたいと考えております。

その前提として、現在、警察職員の対処能力を向上させなければいけないということで、先ほどもございましたが、やはり具体的な放射能に対する基本的な知識であるとか対応要領といったものについては、独自の教育訓練を既に行っているところです。

それと、やはり隣接の県との連携、調整が重要で、本日も中部管区警察局から出席いただいておりますが、こういった広域を担当されている機関の調整を受けながら、これまでも北陸3県の合同の警察の訓練も行っておりますし、本年も行いたいと考えています。警察としても、既に福島の方に40回ほど部隊を派遣し、さまざまな反省、教訓を現地で得ております。そういったものを踏まえながら、今後の不測の事態に備え、万全を期してまいりたいと考えております。関係機関、関係団体の皆さんともきちんと連携していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(会長：石井知事)

ありがとうございました。富山県消防協会の高野会長、何かございますか。

(高野委員)

非常に膨大な資料であります、この計画に基づいてしっかりと執り行っていかなければいけないと思います。まず、こういう緊急の事態においては、やはりしっかりした情報網が必要であろうと。それも、決して複雑ではなく、1本の情報からこまめに地区に行き渡ることが一番肝要ではないかなと思います。それを受けながら、先ほど野村専門委員からも発言がございましたが、やはり地区でこまめに訓練を重ねていくことが必要であろうと。地区の住民の方々にご理解をいただいて連携を執り行っていく。そのために、消防協会としては、消防団がそういう面では率先して執り行っていかなければならないわけであり、これからいろいろな消防訓練等もこういうことを念頭に入れながら取り組んでいきたいと思ひます。

ただ、このことに関しては、訓練、特に大きな訓練を執り行くと、住民の方に何となく不安を与えてしまうということもござひます。そういう不安に結び付かないような中で、しっかりと訓練を実質的に行うということ。やはりこれまで体感していかないと、身に付けていかないと、緊急の場合はなかなか対応できません。また、地震等、これも皆さん震度3なのか、4なのか、5なのか、6なのか、どういう状況のときに対応しなければならないというのは、やはり体感しないとなかなか分からないわけではひす。

宣伝ですが、四季防災館では、震度6、震度7といったものを体感できるので、ぜひいろいろな方々に呼び掛けて、そこで体感してもらうことによって、緊急の状況の中で素早く判断できるのではないかなと思ひます。

そのことも申し上げまして、また、消防としても一生懸命取り組んでいきたいと思ひます。以上です。

(会長：石井知事)

ありがとうございます。富山県消防長会の吉田会長さん、いかがですか。

(吉田委員(県消防長会))

今ほど、いろいろな意見が出ていますが、私ども消防としても、まず、職員関係において、県の方でも取組み状況の中に示されていますように、研修会等を開催していただひておりますので、それらの研修に基づいて、教養や知識を深める。それにプラスして、全国消防長会としても、原子力災害に対しての指針のようなものを示していますので、それらに基づいて、例えば緊急消防援助隊で石川県や福井県と一緒に合同訓練等もするわけなので、そういったものを活用して、まず、職員の知識や実践能力を高めていくことが大事だろうと思ひております。

もう一つは、今ほども出ておりますが、やはり大なり小なりの訓練は、見えない原子力等の関係の災害ですので、関係機関との連携を深めながら訓練を実施していくことが非常に重要であろうと思ひておりますので、消防としても、あらゆる機会を通じて、広域防災センター等を通じて訓練していきたいと思ひます。

ています。以上です。

(会長：石井知事)

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。伏木海上保安本部の福島部長さん、何かございますか。

(福島委員)

海上保安部としても、主に陸上の関係の調整が多いとは思いますが、それに漏れるような状態になれば、海上輸送もあり得るだろうと考えておりますので、その際は、積極的に参画してきたいと思っております。引き続き、この件についても積極的に関与していきたいと思っております。

(石井会長)

ありがとうございました。富山地方気象台の横田台長、何かございますか。

(横田委員)

気象台としては、市町村、および県の方に気象情報の提供し、避難対応の参考としていただく立場です。実際、気象情報としてそういうときにどういう情報を提供するのが適切かという件については、これから具体的に協議していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(会長：石井知事)

ありがとうございました。だいぶ時間も押してまいりましたが、富山県歯科医師会の吉田会長、何かございますか。

(吉田委員（県歯科医師会）)

歯科医師会としては、被ばく医療につながってきますが、ここに示されている24医療機関で、病院歯科に関しては病院自体で被ばく医療の研修も行われていますが、病院歯科がない所もあるので、そういうところは歯科医師会としても、研修をしていただいて、より確実なものにしたいと思っております。

主に歯科の場合は二次的なものであって、被ばくがすぐに歯科にくるということはないのですが、しばらくしてから痛いとか、歯が痛いと仕事ができないというふうについて回りますので、やはり医科と同じ状態だと思えます。

(会長：石井知事)

ありがとうございます。富山県看護協会の三谷会長、何かございますか。

(三谷委員)

災害対策基本法の改正に伴って、要援護者ではなく、避難行動要支援者への配慮ということで、避難行動要支援者名簿の作成とありますが、これは大変重

要なことだと思っております。この避難行動要支援者の名簿を作成するにあたって、市町村の保健師や地域包括支援センターの看護職員は、さまざまな情報を提供できると思います。きちんとした支援者名簿を作成する役割を持っていると考えています。

(会長：石井知事)

ありがとうございました。富山県薬剤師会の清水理事、何かございますか。

(清水委員)

薬剤師会はいろいろ安定ヨウ素剤その他、言われておりますが、それよりも、今は在宅医療ということに力を入れています。そういった関係で、三谷会長からもありましたように、避難行動要支援者、要配慮者、その他、いろいろなそういう方とのコミュニケーションを大切にしながら地域と結び付いて、いろいろな啓発に努めたいと思っております。以上です。

(会長：石井知事)

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。せっかくの機会ですからございませんか。NHK 富山放送局の沖谷局長は、災害報道を熱心にやっておられますが、何かございますか。

(沖谷委員)

こういう事態が起きれば、特に放送、テレビ、ラジオ、新聞含めてマスコミの役割は非常に重要だと思いますが、発生した地域とそれ以外の所では、求められている情報が違うということが東日本大震災のときに分かりました。われわれは、放送、テレビ、ラジオ、新聞も含めて、地域の人向けに、石川県の志賀町ということですから情報もだんだんそうなるのでしょうか、富山県にとってはどうなのかなという視点できめ細かく伝えていくということ、この改定案を見ながら、訓練、教育をやりながらやっていきたいと思っております。

それから、モニタリングですが、発生当初は、見えないものなのでモニタリングデータも大事になってくると思います。ただ、これまで、例えば今、「美味しんぼ」で話題になりましたが、大量に出てくる情報とデータを読み解くことは、非常に難しいというのが原子力災害の難しさだと思います。その意味で、われわれも勉強していかなくてはいけないと思っておりますし、地元の住民の方々もそういうデータやここに書いてあることを、どう理解していったらいいのだろうかという、一人一人がそれを理解できるような勉強する機会も、慌てず行動できるように、放送などを通じて取り組んでいきたいと思っております。行政の方でも皆さんの方でも、しっかりと。被害を受ける地元住民の方々が理解できるような説明も、ぜひ一緒にやっていければと思っております。

4. 閉会

(会長：石井知事)

ありがとうございました。それでは、大体時間も終わりましたので、取りまとめさせていただきたいと思います。

今までいただいたご意見は、基本的には今度の改定案については、特に異存はないけれどもいいのではないかと、むしろ評価するというご意見を多くいただいたかと思えます。

それから、川崎専門委員と竹内専門委員からは、例えば邑知瀉地震や、地滑り、ゲリラ豪雨など、富山県のそれぞれでいろいろな事情があるので、そうしたことにもしっかり対応できるようなことも考えていかななくてはいけないという話がありました。こうした点は全くもつともだと思えますので、これは今日も本川市長や市町村の代表の方も来ておられますが、例えば地滑りが割に起きやすい地域や、ここ数年来でもゲリラ豪雨で床下浸水が何回か起こった所もあります。それは、河川の治水防災対策の治水上の工事を進めたり、地滑り防止対策の工事等もハード面も随分やっていますが、ソフト面でも当然いろいろな事態を想定した対応をしていきたいと思えます。

こうした点は、今後各市町村でこの防災計画なり、避難計画を作られる際に、またご相談していく。また、そういう中で、全体計画の中にも位置付けた方がいいようなことがあれば、そのときにはまた必要なお話をするということにさせていただければと思えます。

ということで、今回の改定案については、皆さんからご了承いただいたということによろしいですか。

それでは、そういうことで今回は取りまとめさせていただきます。

今回の地域防災計画の改定ですが、昨年10月と今年2月に原子力災害対策委員会を開催し、議論してまいりました。また、その間にいろいろな委員の方々に、多くの皆さんにいろいろご相談に乗っていただき、貴重なご意見をいただいで今日の案になっております。特に、片岡部会長、野村専門委員をはじめとして、専門委員の皆さまには SPEEDI による放射性物質の拡散シミュレーションなどのお話をしてもらい、本当に貴重なさまざまなお話をいただいて、あらためて感謝申し上げたいと思えます。それでは、今日はこれでこの防災会議を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(事務局)

それでは、これもちまして、防災会議を終了させていただきます。